

2015 2/25

# 法定利率3%に下げ

## 法制審答申 損害保険金増額へ

債権分野の  
民法改正案

法務省が今国会に提出する債権関係分野の民法改正案が固まった。金銭賃借などの契約を交わした当事者同士が金利を特に定めなかった場合に適用される「法定利率」は年5%から3%に下げ、市場金利の変動を踏まえ、3年ごとに1%刻みで

見直す。自動車保険の保険金算出にも使われる利率で、交通死亡事故で被害者側の受け取る保険金の増額などが見込まれている。(3面参照)

分野の民法の抜本改正は1896年(明治29年)の制定以来初めて。今国会で成立すれば2018年をメドに施行される。損害保険金は、事故がなかった場合に本人が稼いであろう収入額から、まとめて受け取った保険

### 債権関係分野の民法改正案ポイント

	現行	改正
法定利率	年5%の固定金利	まず年3%に下げ、3年ごとに1%刻みで見直し
連帯保証	連帯保証人として借金返済を迫られ、生活が破綻する例も	第三者による保証は公証人による意思確認を義務付け
未払い金の時効	飲食代1年、弁護士費用2年、病院の診療費3年と、業種でばらばら	「知ったときから5年」に統一
約款	約款に関する規定なし	買い手の利益を一方的に害する項目は無効と規定

金を将来にわたって運用した場合の利息などを差し引く。法定利率の5%で計算するため、被害者側の受取額が抑えられていると指摘されていた。